

宮崎県は男性の育児休業取得を進める企業等を応援します！



# 男性育児休業 取得奨励金



男性従業員が通算4週間以上の  
育休を取得した場合

1社あたり最大 **100** 万円を支給します

奨励金の種類 ※①～④のいずれか1つだけでも申請可能です

## ① 育児休業取得者手当奨励金

育休取得者に育児休業給付金とは別に手当を支給した場合  
※出生後休業支援給付金の給付期間は対象外

上限5万円／4週間あたり

## ② 育児休業取得者企業奨励金

男性従業員が育休を取得した場合

25万円／年度1回限り（定額）

## ③ 代替人員確保奨励金

育休取得者の代替人員として新たな従業員を雇用した場合

20万円／育休取得者1人あたり（定額）

## ④ 応援職員手当奨励金

育休取得者と同所属の従業員に手当を支給した場合

上限20万円／育休取得者1人あたり

最大額に達するまで複数回申請できます



＜支給対象例＞

- 男性従業員Aが育休を28週（4週間×7）取得
- Aに対して手当を支給
- Aの代替人員として従業員を新たに雇用
- Aと同所属の従業員に手当を支給



①5万円×7+②25万円+③20万円+④20万円=100万円  
※①、④は実支出額に応じて支給額が変動します



申請書提出後、必ず電話連絡をお願いします。（連絡先裏面）  
詳細はホームページをご覧ください。

宮崎県 男性育休 奨励金



奨励金HP→



## 対象となる企業等

※ 以下の要件を全て満たす必要があります。

- 中小企業等のうち、県内に本社または事業所を有する雇用保険適用事業所であること
- 「ひなたの出会い・子育て応援運動」登録企業であること
- 「仕事と生活の両立応援宣言」登録企業または「働きやすい職場『ひなたの極』」認証企業であること
- 就業規則、労働規約等により育児休業制度を設けていること

## 対象となる従業員

※ 以下の要件を全て満たす必要があります。

- 雇用保険の被保険者
- 県内の事業所に勤務している男性従業員
- 令和6年4月1日以降に通算4週間以上の育休を取得していること
- 育休終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用されていること

## 申請・支給までの流れ

1. 通算4週間以上の育児休業を取得後、職場に復帰



2. 復帰後6か月以内または3月31日のいずれか早い日までに申請



3. 支給可否の通知（申請書を受領してから約1か月後）



4. 奨励金の支給（支給決定してから約1か月後）

＼申請日までに下記①及び②もしくは③への登録が必要です／

①



ひなたの出会い・子育て応援運動

②



仕事と生活の両立応援宣言

③



「ひなたの極」認証制度

【申請・問合せ先】 宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

Tel : 0985-44-2602

Mail : kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

